



株式会社Draw Five

会社紹介資料

Agenda

01 | 会社概要

02 | 事業内容

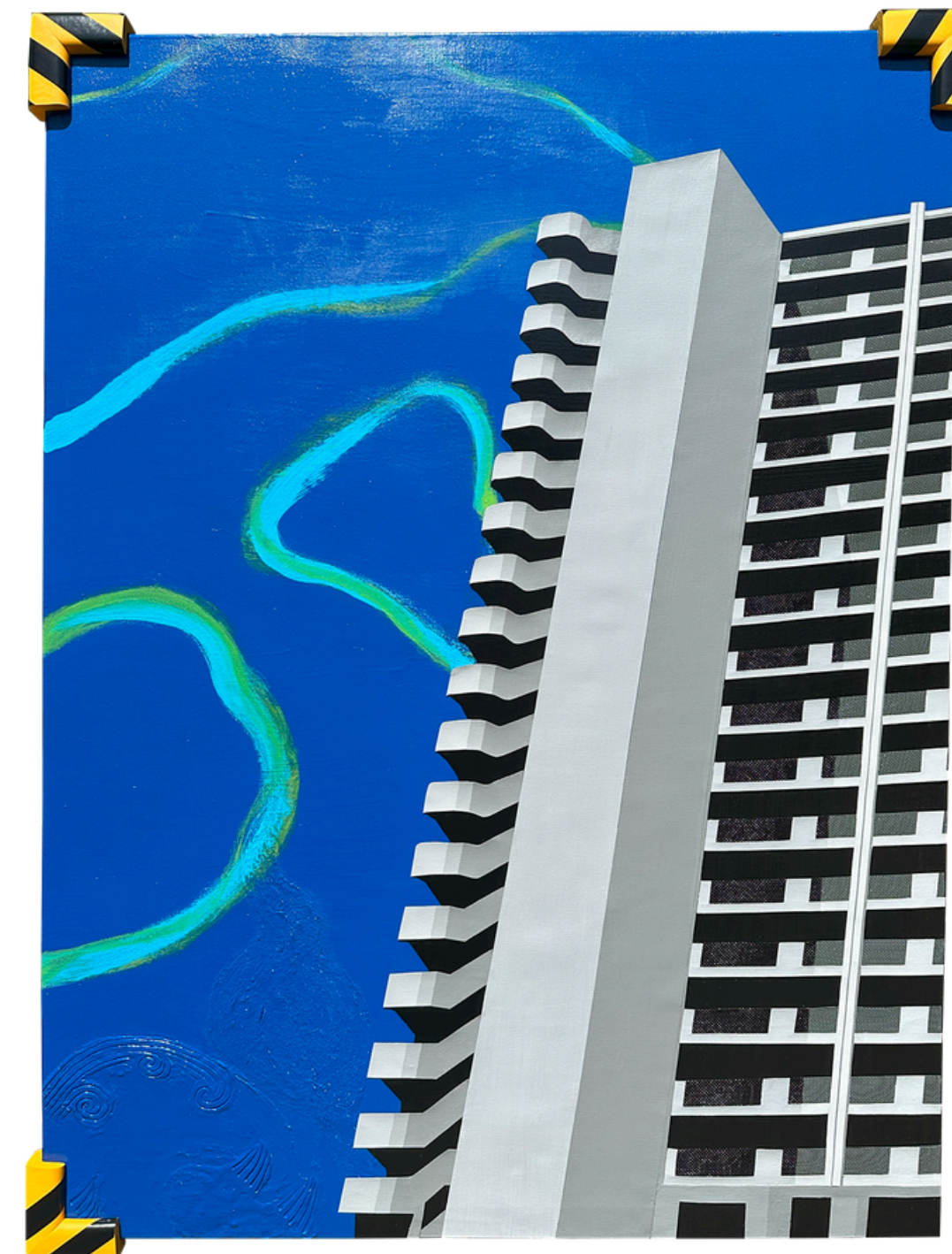
01

会社概要

Company

会社概要

会社名	株式会社Draw Five
所在地	〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目-36番-2号 新宿第七葉山ビル 111号室
事業内容	建築構造設計 特定技能外国人材紹介・支援
資本金	1,000万円
設立	1990年1月22日
許可	登録支援機関 25登-011398

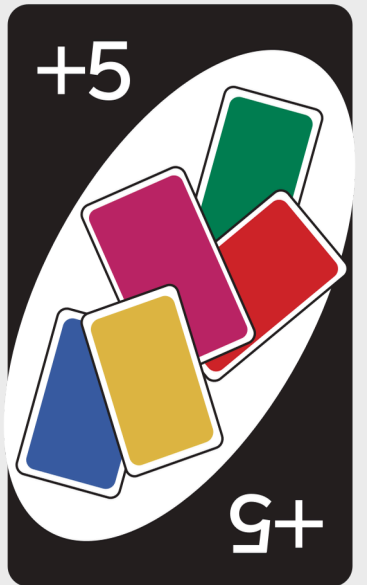


Vision

全ての人が夢に挑戦できる
世界をつくる

生まれた場所や環境による
不平等をなくすことで、
誰もが夢を持ち挑戦できる世界を実現する、
それが私たちの願いです。

Mission



新しい選択肢をつくる

少しの気づきとちょっとしたきっかけで、
困っていることが解決できたり、
やりたいことが実現できるかもしれません。
今の現状をどうにかしたいと
本気で思っているあなたに
新しい選択肢を提案し、
実現に向けて全力でサポートします。

事業内容

Business

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

代表的な在留資格

○永住者・定住者

仕事：制限なし
期間：制限なし

○技術・人文知識・国際業務

仕事：大学の学部と関連がある業務
期間：長期可能

○特定技能

仕事：該当分野の業務
期間：1号は5年、2号は長期可能

○技能実習

仕事：該当分野の業務
期間：1号は1年、2号2年、3号2年

○留学

仕事：制限なし
期間：原則週28時間

※資格外活動許可が必要

出典：出入国在留管理庁HP

特定技能とは

2019年4月にスタートした、人手不足が深刻な産業分野において**海外から単純労働者を呼び寄せる**制度
技能実習生の発展型で、日本語試験（N4相当）、技能試験に合格した**即戦力となる人材**

特定技能全16分野/対象人数82万人

国土交通省



35,499人

厚生労働省



31,920人

経済産業省



40,069人

農林水産省



100,937人

特定技能は16分野に拡大

受け入れ枠

分野	2019~23年度	24~28年度
自動車運送	—	2万4500人
鉄道	—	3800
林業	—	1000
木材産業	—	5000
介護	5万900人	13万5000
ビルクリーニング	2万	3万7000
工業製品製造	4万9750	17万3300
建設	3万4000	8万
造船・船用工業	1万1000	3万6000
自動車整備	6500	1万
航空	1300	4400
宿泊	1万1200	2万3000
農業	3万6500	7万8000
漁業	6300	1万7000
飲食料品製造	8万7200	13万9000
外食	3万500	5万3000
計	34万5150	2.4倍 → 82万

4追加分野した

日本語レベル

N1/N2:通訳できる
N3:コンビニの店員
N4:基本的な日常会話

雇用にあたって

- 雇用形態
正社員/契約社員(時給)
- 給与水準
日本人と同等以上

本人負担OK

- ・VISA申請費用
 - ・渡航費
 - ・家賃/共益費
 - ・礼金/仲介手数料
- ※本人契約の場合

※令和5年12月末現在の特定技能1号在留者数

出典：日本経済新聞

→ 約84%の企業が登録支援機関へ委託

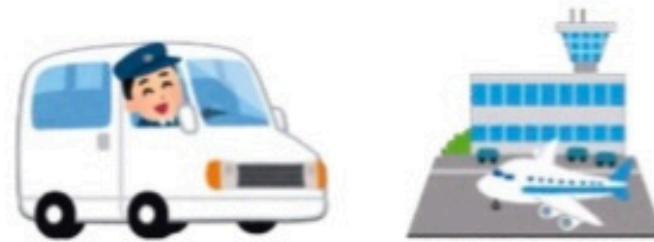
①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



入社までのフロー



補足事項

- 内定から入社までの期間は約4ヶ月です (ミャンマーは約6ヶ月)
- 内定が決まるまで一切費用はかかりません
- 支援計画、必要申請書類は行政書士が全てサポート